

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナシト認メマス

○議長（公爵徳川家正君） 本案ノ第二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通りデ、御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナシト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ、希望致シマス

○子爵梅田篤彦君 賛成

○議長（公爵徳川家正君） 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナシト認メマス

○議長（公爵徳川家正君） 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通りデ、御異議ゴザイマセヌカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ」

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ナシト認メマス

○議長（公爵徳川家正君） 日程第三、商工協同組合法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長肝付男爵

商工協同組合法案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和二十一年十月二日

委員長 男爵肝付 兼英

貴族院議長公卿家川家正殿

【男爵肝付兼英君登壇】

○男爵肝付兼英君 只今上程セラレマシタ商工協同組合法案ノ委員會議ノ審議ノ模様ヲ御報告申上ゲマス、本委員會ハ九月三十日、十月一日、十月二日、三日間ニ互リマシテ開催致シマシタ、先ヅ商工大臣ヨリ本案ノ提案ノ理由並ニ法案ノ内容ニ付テ相當詳細ニ御説明ガゴザイマシタガ、此ノ點ハ省略ヲサセテ戴キマス、續イテ質疑ニ入りマシテ、慎重ナル審議ノ結果、本案ハ原案通り可決スベキモノト決定致シマシタ、尙本案ハ衆議院ニ於テ修正セラレタ箇所ガゴザイマス、即チ第三十一條ニ於キマシテ、其ノ第三項ニ「特別ノ理由があるときは、理事のうち二人以内を限り、前項に該當しない者のうちから、これを選任することが出来る。」トノ項目ガ追加致サレマシタ、本委員會ニ於キマシテハ、此ノ衆議院ノ修正案ヲ原案トシテ取扱ツタノデゴザイマス、御手許ニ配付サレテ居リマスル原案ハ、政府ノ元ノ原案デゴザイマスカラ、一應御注意ヲ申上ゲテ置キマス、以下質疑應答ノ概略ヲ少シク申上ゲタイト思ヒマス、先ヅ商工協同組合ノ性格ハ、公法人ナリヤト云フ質問ニ對シマシテハ、協同組合ハ現行ノ施設組合ト同様ニ私法人デアツテ、民法上ノ公益法人、營利法人ノ執レニモ屬シナイ中間法人デアルト云フ答辯ガゴザイマシタ、次ニ商工協同組合ト商工會談所、臨時物資需給調整法ニ依ル指定産業團體、産業復興團體トノ關聯如何ト云フ質問ニ對シマシテハ、商工會談所ハ、其ノ所在地特有ノ經濟界ノ輿論ヲ反映スル意見ノ代表機關デアリマス

官報號外 昭和二十一年十月四日

貴族院議事速記第三十八號 商工協同組合法案 第二讀會ノ續

ガ、若シ中小企業者ガ商工會談所ニ入リタイ時ニハ、財政的ニモ、個人トシテ加入スルヨリモ團體トシテ加入スル方ガ便宜デアルト云フ場合ニハ、協同組合トシテ之ニ加入スルコトガ出來ルノデアリマス、又協同組合ハ、本來經濟事業ヲ營ムモノデアリマスガ、偶々、其ノ團體ガ物資ノ割當等ノ統制業務ニ適シタ狀態ニアル時ハ、臨時物資需給調整法ニ依ツテ指定組合ニナルコトガ出來ルノデアリマス、又産業復興團體ハ、産業設備團體ノ設備ヲ受繼ギマシテ、又新シク設備ヲ擴張スル企業ニ融資シ、中小商工業ニ設備ヲ造ツテ貸與スル役割ヲ爲スモノデアルト云フ答辯ガゴザイマシタ、次ニ中小商工業ノ金融ハ今後如何ニシテ行フ所存デアラルカト云フ質問ニ對シマシテハ、從來ハ組合金融及ビ一般市中銀行等ニ依ツテ行ハレテ居タノデアリマスガ、今後ハ復興金融庫ヲ中心トシテ運営シテ參リタイト考ヘテ居ルト云フ答辯ガゴザイマシタ、又共同施設ハ組合員ニ利用サセルノガ眼目カ、或ハ組合ガ主體トナツテ販賣、保管等ヲスルノガ目的デアルカ、共同市場モ共同施設ノ中ニ含マレルノデアルカト云フ質問ニ對シマシテハ、共同施設ハ組合員ノ利用ヲ第一トシテ考ヘテ居リマスノデ、組合員ノ委託ヲ受ケテ賣ツタリ又ハ保管シタリ、或ハ組合員體ノ業務トシテ販賣又ハ保管スル時モ、共同販賣、又ハ共同保管ト云フコトニナリマスノデ、共同市場モソレガ組合員各個ノ事業ヲ別ニ留保スル範圍内ニ於キマシテハ、差支ガナイト云フ答辯ガゴザイマシタ、又工業者ガ商業者ノ組合ニ入ッテモ差支ナイト云フコトニナレバ不都合ハ生ジナイカト云フ質問

ニ對シマシテハ、工業者、商業者又ハ工業者ガ各産業別、業種別ニ組合ヲ作ツテモ宜シシ、上下縱橫關聯性ガアレバ、工業者ガ商業者ノ組合ニ入ッテモ一向差支ガナイノデアリマシテ、關聯性ガアルト云フコトガ一番大切ナ問題デアリマス、若シ不都合ガアツタ場合ニハ、脱退モ自由デアルト云フ答辯ガゴザイマシタ、次ニ商工協同組合ガ倉庫證券ヲ發行スル場合、一般倉庫業者トノ關聯ハドウナルカト云フ御質問ニ對シマシテハ、商工協同組合ハ保管事業ヲ行フノデ、其ノ事業ヲ圓滑ニ遂行スル爲、倉庫證券ヲ發行スルヤウニシタノデアリマシテ、組合員ノ寄託物ニ付テハ發行スルノデアリマスルカラ、一般ノ倉庫業者ト競合スルヤウナ虞ハナイト考ヘルト云フ答辯ガゴザイマシタ、次ニ商品券ハ通貨類似ノ作用ヲ爲スモノデアリマスカラ、其ノ無統制ヲ發行ハ「インフレ」ヲ促進スルコトハナイカト云フ御質問ニ對シマシテハ、今日ノ經濟狀態デハ商品券發行ノ機デハナイカモ知レナイノデアリマスルガ、將來ヲ豫想シテ規定シタ課デアリマシテ、濫發ノ弊害ハ一般商品券同様、商品券取締法ニ依ツテ防止スル考デアルト云フ答辯ガゴザイマシタ、次ニ從來六大都市ノ百貨店ガ商品券ヲ濫發シテ金融ヲ圖ツタコトガアルガ、將來小規模ヲ協同組合ニモ此ノ種ノ事態ガ生ジハセヌカ、其ノ爲ニ資本額ノ何分ノ一迄發行ヲ許スト云フ如キ制限ヲ設ケル意思ハナイカト云フ質問ニ對シマシテハ、十分ニ御質問ノ趣旨ヲ尊重シ、大藏省ト連絡シテ善處シタイト云フ答辯ガゴザイマシタ、次ニ今後ノ工業ノ在リ方ト、中小工業ノ行キ方ハ如何ニ在ルベキカト云フ質問ニ對シマ

シテハ、相當大規模ナモノモ存續ノ必要ガアルト考ヘマスルガ、財閥解體、賠償實施等カラ考ヘマシテ、將來ハ中小工業ノ數ハ愈々増大シ、其ノ比重モ大キナルト考ヘラレマスルノデ、之ニ付キマシテハ、或ハ組織化シ、或ハ資金、資材ノ斡旋等ニ依リマシテ、又近ク政府部内ニ設ケラルベキ中小工業助成局ヤ、或ハ聯合會ニ依ル技術指導等ニ依ツテ、大イニ助成スル考デアルト云フ答辯ガゴザイマシタ、次ニ戰時中ノ親子工場關係ハ、今後モ認メルノカ或ハ認メナイノカト云フ御質問ニ對シマシテハ、今後ニ於キマシテモ其ノ合理的ナ聯繫ガ必要デアリマシテ、組合組織ニ依リマシテ縱ノ關係、橫ノ關係ヲ含メテ、最も適當ナル方法ヲ指導致ス考デアル旨ヲ答辯ガゴザイマシタ、次ニ組合員ノ資格ニ付テハ御質問デアリマスルガ、大企業者ハ入ラヌト思フガ、大中小企業ノ界限ノ設定ハ困難デハナイカト云フ御質問ニ對シマシテ、本案案ハ主トシテ中小工業ヲ對象トシテ拵ヘタモノデアリマスルガ、大企業者モ加入スルコトハ、法律上少シモ制限シテハ居リマセヌカラ、此ノ問題ニ付テハ困難ハナイモノト考ヘル旨ヲ御答辯ガゴザイマシタ、最後ニ、勞働組合ノ發達ニ伴フ今後ノ勞働問題ニ付テハ如何ニ對處シテ行クカ、勞賃ノ騰貴ハ、大企業デハ或程度合理化ニ依ツテ「カバ」出來ルガ、中小企業デハ勞賃高ノ影響ハ大キイ爲ニ、困難ナ問題ガ生ズルト考ヘルガ如何ト云フ質問ニ對シマシテハ、此ノ問題ニ付テハ技術ノ向上ト機械ノ導入ニ依リマシテ、極力經營ノ合理化ヲ圖ラネバナラスノデアリマスルガ、其ノ方面ニ於キマシテ本協同組合ノ使命ハ誠

ニ重大デアリマス、唯本組合ヲ樹主組合トシテ勞働組合ト對立スルガ如キ方ニハ指導致サナイ積リデアリマシテ、成ルベク企業家、勞働者ヲ包括シテ其ノ關係ヲ調整シ、共存共榮ノ機關トシテ當該事業ノ改善發達ヲ圖ル方向ニ指導シテ行キタイト云フ答辯ガゴザイマシタ、其ノ他協同組合トカ統制組合トカ、或ハ統制會トカ云フモノハ、理論的ニハ誠ニ結構ダガ、實際ニハ今日迄官僚ノ最モ惡イ所ト、民間ノ弊害ノ多イ所トヨ集メタヤウナ結果ニナツテ居ルト云フハ誠ニ遺憾デアルト思フガ、此ノ法案ガ實施セラルル際ニ於テハ、此ノ點ハ如何ニ處置スル積リカ、或ハ又纖維工業ノ將來ノ見透シハドウデアるか、或ハ又、戰時中ニ於ケル企業整備ノ後始末ヲドウスル積リカト云フヤウナ各種ノ貴重ナル御質問ガアツタノデゴザイマスルガ、時間ノ關係上、大體速記記録ニ讓リタイト思ヒマスルガ、右ノ中、我が國ノ纖維工業ノ將來ノ見透シニ付テ、纖維局長カラ特ニ説明ヲ加ヘラレタ點ニ付テ此ノ際御報告ヲ申上ゲタイト思ヒマス、御承知ノヤウニ、我が國ノ纖維工業ハ英國ノ「ランカシャー」ヲ向フニ廻シマシテ、戰前ニハ世界ニ雄飛シタ日本ノ特殊産業デアツタノデアリマスルガ、今回ノ世界大戰ニ依リマシテ、或ハ企業整備ニ依ツテ、或ハ戰災等ニ依ツテ相當打撃ヲ受ケタノデゴザイマス、併シナガラ敗戦後我が國ニ於ケル纖維工業ハ著著トシテ其ノ復興ヲ圖ツテ居ルノデアリマスルガ、最近政府ニ於キマシテ纖維工業ノ三年計畫ヲ計畫致サレマシタ、ソレニ依リマスルハ、我々日常ノ衣料生活ト云フモノハ、今後尙相當窮乏ヲ免レナイトハ思

第幾報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日
ハ是ニテ散會致シマス
午前十時四十六分散會

ヒマスルガ、併シナガラ此ノ計畫ニ依
リマスレバ、三年後ニハ少クトモ營
盛デアリマシタ時ノ日本ノ纖維工業ニ
對シテハ及ビモ付カナイコトデハゴザ
イマスルガ、併シナガラ我々ガ想像シ
テ居ツタ以上ナ復興ヲ計畫スルコトガ
出來マシテ、之ニ對シマシテハ、原棉
ノ輸入、資材ノ獲得、或ハ燃料ノ獲得
ト云フヤウナ點ニ最善ノ努力ヲ拂フコ
トニ依リマシテ、將來ノ我が國ノ纖維
工業ト云フモノハ相當ノ活況ヲ呈シ得
ルト云フ見込ガ付イテ參ツタト云フコ
トハ、誠ニ「アメリカ」ノ我が國ニ對
スル特異ノ存在ト云フコトヲ了解シテ
吳レタ結果デアアルコトデアツテ、此ノ
點ハ大イニ感謝ヲセネバナラヌト云フ
意味ノ御答辯ガゴザイマシタ、其ノ他
ノ條文ノ細目ニ付キマシテモ、熱心ナ
質疑應答ガ交サレタノデアリマスルガ、
詳細ハ速記録ニ於テ御承知ヲ願フコト
ニ致シタイト思ヒマス、斯クシテ討論
ニ入リマシタガ、一委員ヨリ、本法案ハ
誠ニ進歩的ナ法案デアツテ時宜ニ適シタ
モノデ、全面的ニ賛成スルガ、對象ガ
主トシテ中小商工業者デアル關係上、
政府ニ於テモ特ニ本法案ノ趣旨徹底ニ
努力致サレト共ニ、今後ノ指導育成
ニ付萬全ヲ期セラレムコトヲ切望スル
旨ノ御發言ガアリマシタ、又他ノ一委
員ヨリハ、本法案ニ依ル組合ノ共同施
設ノ運営ニ付テハ、非民主的ナ、獨善
的運営ニ走ツテ組合員以外ノ者ヲ不當
ニ壓迫スルヤウナコトノナイヤウニ、
政府ニ於テ適當ナル指導措置ヲ執ラレ
タイトノ希望ヲ述ベテ本案ニ賛成スル
旨ノ御發言ガゴザイマシタ、次イデ採
決ニ入リマシタ、全員一致本法案ハ原
案通り可決スベキモノナリト決定致シ
マシタ、以上簡單デハゴザイマスル
ガ、御報告申上ゲマス
○議長(公爵徳川家正君) 別ニ御發言
モナケレバ、本案ノ第二讀會ヲ開クコ
トニ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵梅園篤彦君 賛成
○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス
○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第二
讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、
全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委
員長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセ
ヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス
○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第
三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵梅園篤彦君 賛成
○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵
ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス
○議長(公爵徳川家正君) 本案ノ第三
讀會ヲ開キマス、本案全部、第二讀會
ノ決議通りデ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川家正君) 御異議ナイ
ト認メマス、次會ノ議事日程ハ決定次

定價 一部 七十錢

發行所
東京市牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇
印刷局
圖書課